

福島大学大学院 教職実践研究科  
教職高度化専攻

---

# 学修案内



令和 7 年度入学者用

2 0 2 5

## 学修案内を読む前に

この『学修案内』は、大学院教職実践研究科教職高度化専攻における履修基準、履修方法等を記載したものです。履修にあたっては、教務課HPの『開講科目一覧・学科課程表』、『教務Q&A』、及び学生生活HPの『学生便覧』も併せて読んでください。

なお、授業科目等については年度により変更されることがあります、その際は掲示等によりお知らせします。

学修案内を読む前に	表紙ウラ
目 次	
教職実践研究科の概要	P 1
教育方法	P 2
授業案内	P 5
1 履修基準表	P 5
2 教職高度化専攻のカリキュラム	P 5
プロジェクト研究等及び研究指導教員	P 6
教育職員免許状（専修免許状）の取得方法	P 7
専修免許状取得のために適用できる科目	P 8
関係規程等	P 11
福島大学案内図	裏表紙ウラ

# 教職実践研究科の概要

## 1 本研究科の目的

本研究科は、本学大学院再編により、現代の教育課題への対応力・実践力の育成を目指した「福島大学大学院教職実践研究科教職高度化専攻（教職大学院）（専門職学位課程）」として独立しました。「理論と実践の往還」による実践型教員養成機能を維持しつつ、急激な社会の変化に対応できる教職としての資質能力の高度化を担う研究科へ改革することを目的としています。

本研究科で養成する人材像は、「確かな課題意識と豊かな想像力と着実な実践力をもって、地域課題及び教育課題に果敢に挑むイノベーション人材（高度専門職業人）としてのミドル・リーダー、次のミドル・リーダー、次世代のミドル・リーダー」となります。「地域課題及び教育課題に果敢に挑むイノベーション人材」の具体的な姿とは、①教育場面において、省察する実践力・高度な授業力・アクティブな理論的探究力等を備えるとともに、令和の日本型教育の実現を目指す教師、②『『福島ならでは』の教育』（福島らしさ、福島を生きる教育）の視点を実現し、子供達を「自立した人間」「グローカル・リーダー」へと育てることができる教師となります。

## 2 専攻の概要

### 教職高度化専攻（教職大学院）

「理論と実践の往還」による実践型教員養成機能に軸足を置きつつ、確かな課題意識と豊かな想像力と着実な実践力といった資質能力の高度化を図り、地域課題や教育課題に果敢に挑むイノベーション人材養成を目指す専攻です。「ミドル・リーダー」「次のミドル・リーダー」「次世代のミドル・リーダー」を養成するために、課題意識や経験年数に応じたコースを設定しています。

#### （ミドル・リーダー養成コース）

教職経験おおよそ 10 年以上の現職教員を対象とし、自らの教育実践力（授業力、生徒指導力など）をもとに、学級経営から学年経営・学校経営へと学校課題を視野に入れつつ、チーム学校を下支えする重要な役割を果たす教員として学校課題を解決する機動力をもった「ミドル・リーダー」を養成します。

#### （授業デザインコース）

1校ないし2校程度の勤務経験を有する現職教員を対象とし、自らの教育実践力（授業力や生徒指導力など）を改善し、学級経営・教科指導の力を確固たるものにするとともに、学校課題の意識をもった、「次のミドル・リーダー」を養成します。また、学部新卒学生を対象とし、年間を通じた学校経験を重ねながら、多様な現職教員と交流することを通じて、教育実践の課題を総体として理解し、学校教員としての自覚をもった「次世代のミドル・リーダー」を養成します。

#### （特別支援教育コース）

現職教員及び学部新卒学生を対象とし、障害の重度化、重複化、多様化に対応でき、特別支援学校のマネジメント力または高度な実践力を身につけた特別支援学校教員を養成します。

# 教育方法

## 1 授業時間帯

	月～金曜日	土曜日
1 時限	8:40～10:10	8:40～10:10
2 時限	10:20～11:50	10:20～11:50
3 時限	13:00～14:30	13:00～14:30
4 時限	14:40～16:10	14:40～16:10
5 時限	16:20～17:50	16:20～17:50
6 時限	18:00～19:30	18:20～19:50
7 時限	19:40～21:10	

### (1) 通常の授業時間帯

通常の授業時間帯は左表のとおりです。  
昼間の授業（月～土曜日の1～5時限）  
を履修します。

	月～金曜日	土曜日
1 時限	8:40～10:10	8:40～10:10
2 時限	10:25～11:55	10:25～11:55
3 時限	12:45～14:15	13:15～14:45
4 時限	14:30～16:00	15:00～16:30
5 時限	16:15～17:45	16:45～18:15
6 時限	18:00～19:30	18:45～20:15
7 時限	19:45～21:15	

### (2) 正規試験・補講期間の授業時間帯

正規試験・補講期間においては、左表  
のように時間帯が変更になります。該当  
期間は、「開講科目一覧」の「教務関係日  
程表」を参照してください。

## 2 授業科目の履修方法及び手続き

### (1) 研究領域の選択と研究指導教員の決定

志願時に提出した研究計画、テーマ及び入学後のガイダンスによって研究課題を選択します。当該領域の中から、各学生の研究課題に対応可能な教員が複数名、研究指導教員として継続的にチームで指導にあたります。2年間のカリキュラムは、この研究指導教員の助言・指導のもとに、承諾を得る必要があります。

### (2) 履修登録

修得すべき単位数は、後述の「授業案内」中の「1 履修基準表」にある表のとおりです。

授業を履修するにあたっては、以下の点に留意し、所定期間内に LiveCampus(ライブキャンパス)  
にて履修登録を行ってください。なお、シラバスには履修条件等が記されている場合がありますので、  
履修登録の前には目を通しておいてください。

- ①毎学年前期・後期の当初に、当該期間に履修しようとする授業科目（集中講義も含む）全てを履修登録すること。
- ②履修登録をしていない授業科目は履修できません。
- ③所属専攻以外の学生の受講を認めない授業科目もあります。シラバス等で確認しましょう。
- ④同一曜日の同一時限に開講する2つ以上の授業科目を受講することは認められていません。
- ⑤研究指導教員が必要と認めたときは、他の専攻の授業科目を履修できる場合があります。その際は教務担当窓口まで所定の様式を届け出て手続きを行ってください。

### (3) 履修の流れ

2年間の履修の流れは概ね以下の表のようになります。

年次	期	月	教職高度化専攻 (教職大学院)
1年次	前期	4月	入学 受講開始。履修登録。 研究指導教員、連携協力校、研究テーマ、大学チーム等を決定 6月頃から理論を学びつつ、「プロジェクト研究Ⅰ」を開始 ラウンドテーブル（実践報告会）に参加 7月から「学校における実習」開始
		4~7月	
		8月	
	後期	10月 2月	履修登録。理論を学びつつ、「学校における実習」と「プロジェクト研究Ⅱ」を中心とした実践研究 ラウンドテーブルで実践報告
2年次	前期	4月 8月	履修登録。「学校における実習」と「プロジェクト研究Ⅲ」を中心とした実践研究 ラウンドテーブルで実践報告
	後期	10月 2月	履修登録。「学校における実習」と「プロジェクト研究Ⅳ」を中心とした実践研究、 まとめ ラウンドテーブルで実践報告。実践報告書提出、審査。

なお、課題研究、専門演習などの具体的な履修内容については、後述の「授業案内」を参照してください。

## 3 学位の授与

本研究科に2年以上在学し、履修基準に基づき所定の単位を修得し、かつ必要な教育指導を受けた上で、ラウンドテーブル等での発表実績があり、実践報告書の審査に合格した者には「教職修士(専門職)」の学位が授与されます。

## 4 長期履修制度について

職業等との兼ね合いで時間的制約がある学生のための、標準修業年限を超えて在学できる制度です。長期履修学生として認められると、通常の修業年限である2年間の課程を、4年又は3年間で計画的に履修することが可能となります。修業年限が延びても教育課程および授業料の総額は通常の修業年限の場合と同じです。ただし、履修登録を行うことができる単位数は、許可された長期履修期間により異なるので注意してください。

申請を希望する場合は、「福島大学大学院教職実践研究科長期履修学生に関する運営細則」を熟読の上、手続き日程等は掲示の指示にしたがってください。

## 5 単位認定について

### (1) 入学前の既修得単位の認定

本研究科において教育上有益と認めた場合、入学前の他大学院等での修得単位を、15単位を超えない範囲で修了に必要な単位に含めることができます。認定を希望する場合は、所定期間に手続きをする必要があります。

#### (2) 他大学院の授業の履修と単位の認定

他の大学院で履修した授業科目について修得した単位を、15単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができます。ただし、前項(1)により修得したものとみなす単位数と合わせて20単位を超えないものとします。

#### (3) 本学の他の研究科・専攻で開講されている授業

他の研究科・専攻の授業科目を履修する際は、研究指導教員及び履修を希望する授業の担当教員と相談したうえで履修してください。なお、本研究科において、他専攻科目の単位は、修了に必要な単位に含めることはできません。

#### (4) 人間発達文化学類で開講されている授業

一部の不足単位を満たすことで教育職員免許状等を取得できる場合など、研究指導教員が必要と認めれば、学類開設の授業科目を履修することができます。履修単位は1年間で大学院及び学類の授業の総計44単位を超えないものとします。なお、学類の授業単位は大学院の単位としては認定しません。(教育職員免許状等の取得を希望する場合は申請書を提出し、所定の期間内に教務担当窓口で手続きを行ってください。)

※大学院における資格取得には、①その資格取得が院生本人に必要性があること(必要性の原則)、

②学類での履修が大学院での研究活動に支障を与えないこと(研究優先の原則)の2つの原則を両方満たす必要があります。

※履修できるのは人間発達文化学類で開講されている専門教育の授業科目に限ります。

### 6 成績発表について

成績は、LiveCampus(ライブキャンパス)でWeb上から確認できます。成績発表日以降に、当該学期分が追加されますので、各自で必ず確認してください。なお、紙での交付は行っていませんので留意してください。

# 授業案内

## 1 履修基準表

(教職実践研究科規程第5条別表)

区分	単位
大学院基盤科目	2
共通5領域	20
選択領域	10
学校における実習領域	10
プロジェクト研究領域	4
計	46

## 2 教職高度化専攻のカリキュラム

教職高度化専攻のカリキュラムは、「大学院基盤科目」「共通5領域」「選択領域」「学校における実習領域」「プロジェクト研究領域」に分かれています。これらに加えて、理論と実践の往還を進める場であるラウンドテーブル（年2回開催の実践報告会）に年2回参加し、教育実践の報告をします。開設科目は、p. 9-10に示すとおりです。

### (1) 大学院基盤科目（2単位）

イノベーション人材（高度専門職業人）養成の基盤科目として「イノベーション・リテラシー」があります。

### (2) 共通5領域（20単位）

教育の理論について学び、自らの実践課題追究の基礎を形成します。①教育課程の編成・実施、②教科等の実践的な指導方法、③生徒指導・教育相談、④学校経営・学級経営、⑤学校教育と教員の在り方の5つの領域の授業科目があります。

### (3) 選択領域（10単位）

共通5領域で学んだ教育の理論や育成すべき資質・能力を、さらに深化・展開・発展させて実践に活かすための授業科目です。ミドル・リーダー養成コースは「学校改革領域」、授業デザインコースは「授業改善領域」、特別支援教育コースは「特別支援に関する理論と実践領域」の授業科目を主として選択します。

### (4) 学校における実習領域（10単位）

学生の教職経験に応じて授業科目を履修します。学部新卒学生は「長期インターンシップⅠ・Ⅱ」、若手現職教員学生（授業デザインコース及び特別支援教育コース授業デザインクラス）は「教職専門実習Ⅰ」「学校支援実習Ⅰ」「教育実践高度化実習」、中堅現職教員学生（ミドル・リーダー養成コース及び特別支援教育コースミドル・リーダー養成クラス）は「教職専門実習Ⅱ」「学校支援実習Ⅱ」「学校課題対応実習」を履修します。週間カンファレンス、合同カンファレンスがあります。

## (5) プロジェクト研究領域（4単位）

プロジェクト研究では、(1)～(4)の授業科目を学びつつその内容を総合し、自らの課題を明確にして計画し、教育現場等で実践し、それを分析・評価します。学校における実習で培った理論と実践を往還させる資質・能力をさらに高める領域です。ミドル・リーダー養成コースは「学校課題対応プロジェクト研究Ⅰ～Ⅳ」、授業デザインコースは「教育実践高度化プロジェクト研究Ⅰ～Ⅳ」、特別支援教育コースは「特別支援教育実践プロジェクト研究Ⅰ～Ⅳ」を履修します。プロジェクト研究では、ラウンドテーブルへの参加または発表を義務づけています。

# プロジェクト研究等及び研究指導教員

## 1 修了のための教育実践の方法

本研究科は専門職大学院であるので、一般の大学院と異なり、修了研究は課しません。その代わり、修了のためには所定の単位を修得して実践報告書を提出し、ラウンドテーブルにおいて実践報告をする必要があります。

実践報告書には、1年次から行う学校における実習（長期インターンシップⅠ・Ⅱ、教職専門実習Ⅰ・Ⅱ、学校支援実習Ⅰ・Ⅱ、学校課題対応実習、教育実践高度化実習）や、自分の研究課題に沿った教育実践を行うプロジェクト研究（教育実践高度化プロジェクト研究、学校課題対応プロジェクト研究、特別支援教育実践プロジェクト研究）での教育実践や省察を記録してまとめます。完成した実践報告書は、附属図書館で保管され、一般の閲覧に供されます。

## 2 プロジェクト研究指導教員について

プロジェクト研究は、2年間にわたり研究指導教員の指導を受けながら進めます。1年次4月中旬までに研究指導教員を決定して届け出ます。プロジェクト研究は、原則として2年間同一の研究指導教員による指導を受けるものとします。

## 3 修了要件

教職高度化専攻の修了要件は、履修基準表に挙げられた46単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、教育実践報告書を提出し、ラウンドテーブル等において実践報告をすることとします。

# 教育職員免許状（専修免許状）の取得方法

既に一種の教育職員免許状を保有している者は、教育職員免許法（以下「免許法」という）に定める所定の単位を上積みすることにより、保有している一種免許状と同種の専修免許状を取得できます。

本研究科において、幼稚園教諭及び小・中・高等学校教諭の専修免許状を取得するためには、次の2条件を満たす必要があります。

① 修士の学位を修得

② 取得希望の専修免許状に係る「専修免許状取得のために適用できる科目」24単位以上修得

この際、免許状の種類によっては、特定の授業科目が免許状取得のための単位に使用できない場合があるので注意してください（開設科目一覧表参照）。

また、特別支援学校教諭の専修免許状を取得するためには、次の2条件を満たす必要があります。

① 修士の学位を修得

② 「特別支援教育に関する科目」 24単位以上修得

本研究科で取得できる教育職員免許状（専修免許状）については以下の表のとおりです。取得希望者は「専修免許状取得希望届」を所定の期間に提出してください（提出期間等詳細は別途掲示）。

専攻	コース	取得できる免許状の種類・教科（領域）
教職高度化（教職大学院）	特別支援教育 授業デザイン ミドル・リーダー養成	幼稚園教諭専修免許状 小学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状 (国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語) 高等学校教諭専修免許状 (国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、保健体育、家庭、英語、農業、工業、商業、水産、福祉) 養護教諭専修免許状 栄養教諭専修免許状 特別支援学校教諭専修免許状 *

\* は特別支援教育コースのみ取得可。

# 専修免許状取得のために適用できる科目

研究科修了のための単位上の要件と専修免許状を取得するための要件とは必ずしも一致していません。これは研究科修了のために必要な科目の中には専修免許状を取得する際に適用できない科目が含まれているためです。次ページ以降の開設科目一覧には、どの科目がどの専修免許状取得において適用することができるかを示しています。よく確認し、修了時に専修免許状取得の要件を満たしていなかった、ということのないようにしてください。

## 【開設科目一覧の見方】

左側に科目名および担当教員名、最上欄に取得可能な専修免許状が記載されています。

開設科目一覧では、どの科目が、どの専修免許状取得に対応しているのかを表しています。

○印 該当する専修免許状取得のために、適用することができる。

教科名 当該教科の専修免許状取得に限り、適用することができる。

斜線・×印 専修免許状取得において、適用することができない。

教職実践研究科（教職大学院）教職高度化専攻（専門職学位課程）開設科目一覧

科目区分	授業科目名	担当教員名	単位数	専修免許状（幼・小・中・高・特別支援・養・栄）						
				幼	小	中	高	特別支援 (知・肢・病)	養	栄
大学院基盤科目	イノベーション・リテラシー	岩井 秀樹	2	×	×	×	×	×	×	×
共通5領域	施編教育に成する実の領域関及課程すび	教育課程編成実践研究	鳴川 哲也	2	○	○	○	○	×	○
	る実の	特別支援学校における教育課程編成の実際	※小檜山 宗浩	2	×	×	×	×	○	×
	に指実教領域関及科	授業デザインの理論と実際	坂本 篤史, 宗形 潤子	2	×	○	○	○	×	×
	域す方的等の法な	教材開発と教育方法の実践と課題	坂本 篤史, 志賀 匡行	2	×	○	○	○	×	×
	にび生関教徒	生徒指導の事例研究	中野 真悟	2	×	○	○	○	×	○
	域す育指る相導	学校カウンセリングの事例研究	※柳沼 哲	2	○	○	○	○	×	○
	領談及	特別な支援が必要な生徒に対する学校カウンセリングの実	※柳沼 哲	2	×	×	×	×	○	×
	学学す校級	学校経営の理論と実際	神山 真由	2	○	○	○	○	×	○
	る経営	学校・学級づくりの実践研究	中野 真悟	2	○	○	○	○	×	○
	領域に及び	特別支援学校における学級経営の実践研究	※小檜山 宗浩	2	×	×	×	×	○	×
	員学校の在り方と教	特別支援学校における学校経営の実践研究		2	×	×	×	×	○	×
選択領域	開する領域に	学校と地域	高橋 英子	2	○	○	○	○	×	○
	する	公教育の理念と教育改革	谷 雅泰	2	○	○	○	○	×	○
	る	特別支援学校と地域の実践研究	※小檜山 宗浩	2	×	×	×	×	○	×
	る	福島の学校と教育課題Ⅰ	高橋 英子	1	○	○	○	○	×	○
	り	福島の学校と教育課題Ⅱ		1	○	○	○	○	×	○
	育方と教	学校マネジメント論及び事例研究	高野 孝男, 鳴川 哲也	2	○	○	○	○	×	○
	方と教	ミドル・リーダー論と実際	鳴川 哲也, 高野 孝男	2	○	○	○	○	×	○
	育方と教	教師の成長と授業研究	坂本 篤史	2	○	○	○	○	×	○
	育方と教	世界の教育改革と現在	植田 啓嗣	2	○	○	○	○	×	○
	育方と教	主体的な学びで育成するための理論と実践Ⅰ(言語活動・表現活動)	太田 孝、渡部 憲生 (非) 小川 裕	2						
授業改善領域	授業改善領域	主体的な学びで育成するための理論と実践Ⅱ(課題探求・解決力)	平中 宏典 他	2						
	授業改善領域	主体的な学びで育成するための理論と実践Ⅲ(協働的問題解決・自己有用感)	森本、野木、菅家	2						
	授業改善領域	国語科授業デザイン論	太田 孝 他	2	×	×	国語	国語	×	×
	授業改善領域	社会科授業デザイン論	野木 勝弘 他	2	×	×	社会	社会	×	×
	授業改善領域	算数・数学科授業デザイン論	森本 明 他	2	×	×	数学	数学	×	×
	授業改善領域	理科授業デザイン論	平中、水澤(注)	2	×	×	理科	理科	×	×
	授業改善領域	音楽科授業デザイン論	(非) 小川 裕、他	2	×	×	音楽	音楽	×	×
	授業改善領域	図画工作科・美術科授業デザイン論	渡部 憲生 他	2	×	×	美術	美術	×	×
	授業改善領域	家庭科授業デザイン論	未定	2	×	×	家庭	家庭	×	×
	授業改善領域	体育科授業デザイン論	菅家 礼子 他	2	×	×	保健体育	保健体育	×	×
	授業改善領域	英語科授業デザイン論	佐久間 康之 他(注)	2	×	×	英語	英語	×	×
	授業改善領域	道徳科授業デザイン論	中野 真悟	2	×	○	○	×	○	○

科目区分		授業科目名	担当教員名	単位数	専修免許状（幼・小・中・高・特別支援・養・栄）						
					幼	小	中	高	特別支援 (知・肢・病)	養	栄
選択領域	授業改善領域	生活科・総合的な学習の時間に関する授業デザイン論	宗形 潤子, 平中 宏典	2	×	○	○	○	×	×	×
		ICTを活用した授業デザインと実際	平中 宏典	2	×	○	○	○	×	×	×
		教育実践研究のためのデータ処理論	※高橋 純一	2	○	○	○	○	×	○	○
		インクルーシブ理念と障害理解教育論	※高橋 純一	2	○	○	○	○	×	○	○
	特別支援と実践に関する理論	知的・発達障害教育特論	※高橋 純一	2	×	×	×	×	○	×	×
		障害児に対する実践的指導方法の事例研究	※柳沼 哲	2	×	×	×	×	○	×	×
		障害児に対する実践的指導方法の実際	※和田 恵	2	×	×	×	×	○	×	×
		心用行動分析学からみた知的障害教育の事例と実践		2	×	×	×	×	○	×	×
学校における実習領域	領域シタツイーンプラン	自立活動の事例と実践	※小檜山 宗浩	2	×	×	×	×	○	×	×
		病弱児教育の事例と実践	※柳沼 哲	2	×	×	×	×	○	×	×
	学校実習領域	長期インターンシップⅠ	全教員	4							
		長期インターンシップⅡ	全教員	6							
		教職専門実習Ⅰ	全教員	2							
		教職専門実習Ⅱ	全教員	3							
		学校支援実習Ⅰ	全教員	2							
		学校支援実習Ⅱ	全教員	3							
プロジェクト研究領域	教育実践高度化領域	教育実践高度化プロジェクト研究Ⅰ	全教員（※印の教員を除く）	1	○	○	○	○	×	○	○
		教育実践高度化プロジェクト研究Ⅱ	全教員（※印の教員を除く）	1	○	○	○	○	×	○	○
		教育実践高度化プロジェクト研究Ⅲ	全教員（※印の教員を除く）	1	○	○	○	○	×	○	○
		教育実践高度化プロジェクト研究Ⅳ	全教員（※印の教員を除く）	1	○	○	○	○	×	○	○
	学校領域課題対応	学校課題対応プロジェクト研究Ⅰ	全教員（※印の教員を除く）	1	○	○	○	○	×	○	○
		学校課題対応プロジェクト研究Ⅱ	全教員（※印の教員を除く）	1	○	○	○	○	×	○	○
		学校課題対応プロジェクト研究Ⅲ	全教員（※印の教員を除く）	1	○	○	○	○	×	○	○
		学校課題対応プロジェクト研究Ⅳ	全教員（※印の教員を除く）	1	○	○	○	○	×	○	○
	高度化領域特別支援教育	特別支援教育実践プロジェクト研究Ⅰ	※印の全教員	1	×	×	×	×	○	×	×
		特別支援教育実践プロジェクト研究Ⅱ	※印の全教員	1	×	×	×	×	○	×	×
		特別支援教育実践プロジェクト研究Ⅲ	※印の全教員	1	×	×	×	×	○	×	×
		特別支援教育実践プロジェクト研究Ⅳ	※印の全教員	1	×	×	×	×	○	×	×

(注) 教職高度化専攻においては、研究指導を担当しない。

# 関係規程等

## 福島大学大学院教職実践研究科規程

令和5年2月27日

(趣旨)

**第1条** 福島大学大学院教職実践研究科（以下「研究科」という。）学生の履修等に関する事項は、福島大学大学院学則（昭和51年5月25日制定。以下「学則」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(目的)

**第2条** 研究科は、地方が抱える多様な教育課題に対して各自の実践研究テーマにおける理論と実践の往還をとおし、確かな課題意識と豊かな想像力と着実な実践力をもって、地域課題及び教育課題に果敢に挑む「イノベーション人材」としての「ミドル・リーダー」「次のミドル・リーダー」「次世代のミドル・リーダー」を養成することを目的とする。

(入学者の選考)

**第3条** 学則第13条に規定する入学者の選考は、学力試験等の結果に基づき、研究科委員会の議を経て研究科長が行う。

(研究指導教員)

**第4条** 学生には、研究指導教員を定める。

2 研究指導教員の決定は、研究科委員会が行う。

(履修方法)

**第5条** 学生は、所属する専攻及びコースに応じ、別に定める授業科目のうちから、別表に定める履修基準により、履修しなければならない。

(学類の授業科目の履修)

**第6条** 研究指導教員が必要と認めたときは、学類の授業科目を履修することができる。

この場合において、修得した単位は、前条に規定する履修基準の単位数には含めない。

(履修計画)

**第7条** 学生は、入学後、所定の期間内に研究指導教員の指導を受けて、研究課題を決定しなければならない。

2 学生は、あらかじめ研究指導教員の指導によって当該年度内に履修する授業科目を選択し、所定の期日までに履修登録をしなければならない。

3 学生が履修科目として登録することのできる単位数の上限は、1年間につき44単位とする。

4 学則第23条の4に規定する長期履修学生に係る総単位数については、前項にかかわらず、別に定める。

(試験)

**第8条** 授業科目の試験は、学期末又は学年末に行う。

2 病気その他やむを得ない事情により前項に規定する試験を受けることができなかつた者については、追試験を認めることがある。

(成績)

**第9条** 授業科目の試験又は研究報告等の成績は、S、A、B、C及びFの5段階で評価し、S、A、B及びCを合格、Fを不合格とする。

(教育実践報告書)

**第10条** 教育実践報告書は、研究指導教員の指導を受けて、指定の期間内に提出しなければならない。

(修了の審査)

**第11条** 修了の審査は、所定の単位数の修得確認及び教育実践報告書の審査により行う。

2 修了の審査の判定は、合格又は不合格とする。

(規程の改正)

**第12条** この規程を改正するときは、研究科委員会の議を経なければならない。

(雑則)

**第13条** この規程に定めるもののほか、学生の履修等に関し必要な事項は、研究科委員会において定める。

**附 則**

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

# 福島大学大学院における他の専攻の授業科目の履修に関する申し合わせ

令和4年12月21日 全学教務協議会

## (趣旨)

- 1 福島大学大学院における他の専攻の授業科目（以下、「他専攻科目」という。）の履修については、福島大学大学院学則第22条に定めるもののほか、この申し合わせの定めるところによる。

## (履修することができる他専攻科目)

- 2 学生が履修することができる他専攻科目は、別途定める。  
(2) 他の専攻の学生の履修にあたり、必要な要件がある場合は、当該授業科目担当教員は前項においてあらかじめ明示するものとする。

## (他専攻科目の履修及び許可)

- 3 他専攻科目を履修しようとする学生は、研究指導教員に相談の上、あらかじめ当該授業科目担当教員の内諾を得るとともに、研究指導教員の承諾をもって、他専攻科目履修申請書（別紙様式1）を自己の所属する研究科長に申請するものとする。  
(2) 学生から前項の相談を受けた研究指導教員は、大学院教育の質を保証するため、当該学生に対して以下の観点から履修指導し、当該授業科目の履修の妥当性を判断するものとする。  
①当該授業科目の学修内容が、申請学生の学位論文等の作成等に資すること。  
②当該授業科目の専門性や難易度が、申請学生の履修に適切であること。  
③当該授業科目の学修内容や期待される履修成果が、申請学生の所属する研究科・専攻等のディプロマ・ポリシーに合致していること。  
(3) 第1項の申請を受けた研究科長は、教育上有益と認めるときは、履修を許可する。

## (修得した単位の取扱い)

- 4 他専攻科目の履修により修得した単位は、履修基準表に従い、修了に必要な単位に含めることができる。\*

## 附 則

- この申し合わせは、令和5年4月1日から施行し、令和5年度入学生から適用する。
- 令和5年3月31日から引き続き福島大学大学院に在学する学生にあっては、この申し合わせに関わらず、なお、従前の例による。

\*教職実践研究科の場合はカリキュラム上、他専攻科目は修了に必要な単位に含めることができないので注意すること。

※別紙様式 1

他専攻科目 履修申請書

年 月 日

○○○○○○○○○研究科長 殿

学籍番号		
研究科	○○○○○○○○○○	研究科
専攻	○○○○○○○○○○	専攻
コース	○○○○○○○○○○	コース
学際性重視型	<input type="checkbox"/> 学際性重視型の学生のみチェック	
氏名 (自筆署名)		

「福島大学大学院における他の専攻の授業科目の履修に関する申し合わせ」に基づき、下記の他専攻科目を履修したいので、ご許可くださるようお願ひいたします。

開講専攻	希望科目名	開講 学期 ※3	曜日 時限	単位数	科目担当教員	科目担当教員※1 (内諾の有無)
□人間文化 □地域政策科学 □経済経営 □共生システム理工学 □環境放射能学		□前期 □通年 □集中 □後期				<input type="checkbox"/> 有
□人間文化 □地域政策科学 □経済経営 □共生システム理工学 □環境放射能学		□前期 □通年 □集中 □後期				<input type="checkbox"/> 有
□人間文化 □地域政策科学 □経済経営 □共生システム理工学 □環境放射能学		□前期 □通年 □集中 □後期				<input type="checkbox"/> 有
□人間文化 □地域政策科学 □経済経営 □共生システム理工学 □環境放射能学		□前期 □通年 □集中 □後期				<input type="checkbox"/> 有
□食農科学		□前期① □前期② □集中 □後期③ □後期④				<input type="checkbox"/> 有
□食農科学		□前期① □前期② □集中 □後期③ □後期④				<input type="checkbox"/> 有
□食農科学		□前期① □前期② □集中 □後期③ □後期④				<input type="checkbox"/> 有
□食農科学		□前期① □前期② □集中 □後期③ □後期④				<input type="checkbox"/> 有
		単位数合計				
			研究指導教員※2 (自筆署名)			

※1：自ら科目担当教員へ連絡し、受講の内諾を得て記入してください。

※2：研究指導教員の承諾署名をいただき、教務課へ提出してください。（開放科目の履修登録は自分で行うこと。）

※3：食農科学専攻科目は、開講時期：前期①(第1ターム)②(第2ターム)、後期③(第3ターム)④(第4ターム)にご注意ください。

(令和5年4月から適用)

# 福島大学大学院長期履修学生に関する取扱規則

制定 平成15年2月18日

改正 平成16年4月1日 平成17年4月1日 平成20年3月18日 平成22年4月1日

平成24年4月1日 平成31年3月19日

(趣旨)

**第1条** この規則は、福島大学大学院学則第23条の4第2項の規定に基づき、長期履修学生に関し必要な事項を定める。

(資格)

**第2条** 本学に、長期履修学生として申請することができる者は、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する者とする。ただし、最終年次に在籍する者は、申請できない。

(申請手続)

**第3条** 長期履修学生を希望する者は、長期履修開始前の所定の期日までに、次の各号に掲げる書類を添え、当該研究科長に願い出なければならない。

- 一 長期履修申請書（別紙様式1）
- 二 在職等証明書（別紙様式2-1、2-2）

(許可)

**第4条** 長期履修学生の可否については、当該研究科の審査委員会で審査し、研究科委員会の議により決定し、研究科長が許可する。

(長期履修期間)

**第5条** 長期履修学生として、標準修業年限を超えて一定期間にわたり計画的に教育課程を履修することを認められる期間（以下「長期履修期間」という。）は1年単位とし、次の各号に掲げるとおりとする。なお、長期履修期間の開始は、学年の初めとする。

- 一 入学時から希望する者 修士課程及び博士前期課程にあっては4年以内、博士後期課程にあつては6年以内
- 二 在学途中から希望する者 標準修業年限のうち未修業年限の2倍に相当する年数以内

(在学年限の特例)

**第6条** 前条第1号に規定する者のうち、当該研究科委員会において特別の事情があると認めた場合に限り、4年の長期履修期間を認められた者は在学年限を5年、6年の長期履修期間を認められた者は在学年限を7年とすることができる。

(延長及び短縮)

**第7条** 許可された長期履修期間の延長又は短縮は1回を限度とし、希望する者は、新たに修了を希望する年度の前年度の2月末日（秋季入学者は8月末日）までに、長期履修期間変更願（別紙様式3）を添え、当該研究科長に願い出なければならない。ただし、長期履修期間最終年次に在籍する者の願い出は認めないものとする。

2 前項にかかる審査は、当該研究科の審査委員会で審査し、研究科委員会の議により決定し、研究科長が許可する。

(資格の喪失)

**第8条** 長期履修学生としての資格を喪失した場合は、すみやかにその旨を当該研究科長に申し出なければならない。

(改正)

**第9条** この規則を改正しようとするときは、教育推進機構会議で審議しなければならない。

(雑則)

**第10条** この規則に定めるもののほか、長期履修学生に関し必要な事項は、当該研究科委員会において定める。

#### **附 則**

この規則は、平成15年2月18日から施行し、平成14年度入学者から適用する。

#### **附 則**

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

#### **附 則**

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

#### **附 則**

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

#### **附 則**

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

#### **附 則**

この規則は、平成24年6月19日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

#### **附 則**

この規則は、平成24年9月4日から施行する。

#### **附 則**

この規則は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度入学者から適用する。

# 福島大学大学院教職実践研究科長期履修学生に関する運営細則

**第1条** 福島大学大学院教職実践研究科（以下「研究科」）という。の長期履修学生に関して必要な事項は、福島大学大学院長期履修学生に関する取扱規則（平成15年2月18日制定。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この教職実践研究科長期履修学生に関する運営細則（以下「細則」という。）の定めるところにより行うものとする。

**第2条** 規則第2条に定める職業等を有する者の範囲は、次の各号のとおりとする。

- 一 定職を有する者
- 二 主婦（夫）業又は専業的に家事労働に従事している者
- 三 その他研究科委員会で適当と認めた者

**第3条** 規則第4条及び第7条第2項に定める審査委員会は、教務委員会委員をもって構成し、次の各号に掲げる事項を審議する。なお、委員会は必要に応じて委員以外の者を出席させることができる。

- 一 長期履修学生の可否を審査し、申請された履修期間等に応じて履修登録を行うことができる単位数について研究科委員会に提案すること。
- 二 規則第6条に定める特別の事情を審査し、その可否について研究科委員会に提案すること。
- 三 長期履修期間の延長又は短縮の可否の審査及び履修登録を行うことができる単位数について、研究科委員会に提案すること。

**第4条** 規則第5条第1号に定める長期履修学生が履修登録を行うことができる単位数は、許可された長期履修期間に応じ、次のとおりとする。この場合において、許可された長期履修期間が4年の場合、2年の前期終了までに履修登録ができる単位数は、44単位までとする。

専攻	長期履修期間	1年	2年	3年	4年	単位合計
教職高度化専攻	3年	44	2単位以上			46単位以上
	4年	44		2単位以上		46単位以上

なお、同条第2号に定める2年次から長期履修学生として認められた者が履修登録を行うことができる単位数は、研究科委員会において定めるものとする。

**第5条** 規則第7条の規定により長期履修期間の延長又は短縮を許可された者が履修登録を行うことができる単位数は、研究科委員会において定めるものとする。

**第6条** 許可された長期履修期間の最終学年末を当該学生の修了の予定年とし、これ以前の修了研究の提出は認めないものとする。なお、この場合の修了研究の作成にあたっては、修了研究に関する取扱要項第2条第1項の規定中「2年間」を「長期履修学生として在学を許可された期間」に読み替えるものとする。

**第7条** 福島大学大学院教職実践研究科規程第6条に定める学類の授業科目の長期履修期間における履修については、福島大学大学院教職実践研究科規程第7条第3項の規定にかかわらず、許可された履修期間に応じ、大学院での受講科目と合わせて次に定める単位を超えないものとする。

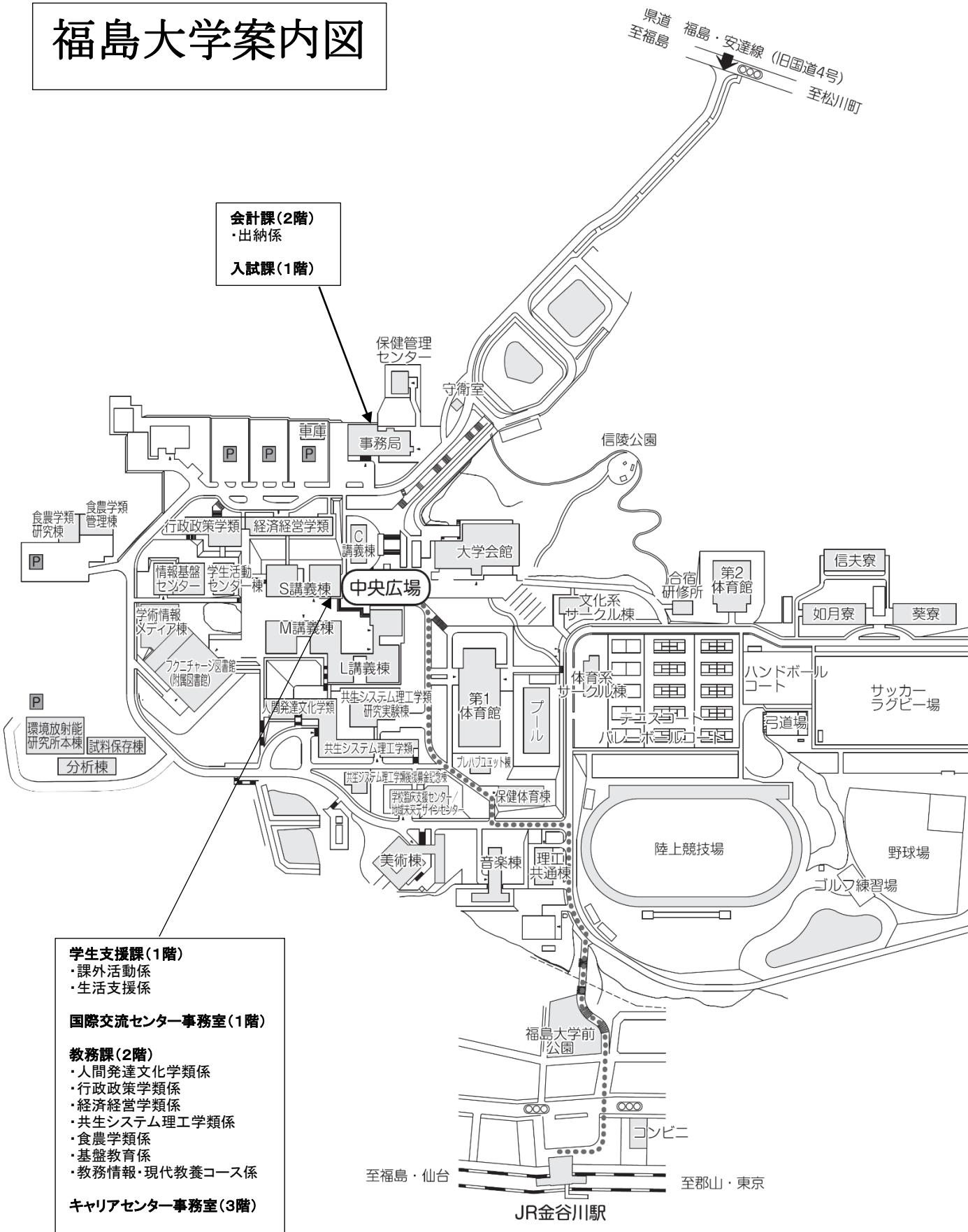
長期履修期間	1年	2年	3年	4年	単位合計
3年	44	44			88
4年	44		44		88

**第8条** この細則に定めるもののほか、必要な事項は研究科委員会で定めるものとする。

## 附 則

この細則は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度入学者から適用する。

# 福島大学案内図





福島大学大学院教職実践研究科教職高度化専攻

〒960-1296 福島市金谷川1番地

福島大学教務課（人間発達文化学類係）

TEL 024-548-8106

FAX 024-548-8224

学籍番号	
氏名	